

放牧活用型草原等再生事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、阿蘇地域等の牧野や中山間地域の耕作放棄地等での放牧を行うための条件整備、肉用繁殖雌牛、農用繁殖雌馬導入に対する助成を実施することにより、本県における観光資源としての草原の維持・再生及び耕作放棄地等の再生を図ることを目的として定める。

第2 事業実施の根拠

事業の実施については、地方創生推進交付金交付要綱（平成28年8月1日付け府地事第291号内閣府事務次官通知。以下「交付要綱」という。）、地方創生推進交付金制度要綱（平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知。以下「制度要綱」という。）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第3 事業の内容

阿蘇地域等の草原維持・再生及び中山間地域の耕作放棄地等の再生を図るために、次の区分により行う事業に対して補助する。

1 放牧条件整備事業

事業主体が、阿蘇地域等の牧野や中山間地域の耕作放棄地等で放牧を行うために必要な条件整備を実施する。

2 肉用繁殖雌牛及び農用繁殖雌馬導入事業

事業主体が、家畜市場等から肉用繁殖雌牛又は農用繁殖雌馬を購入し、牧野や耕作放棄地等に放牧することを目的とする放牧実践農家にこれらの家畜を一定期間貸し付ける。

第4 補助事業者等

補助事業者等は、別表1に定めるものとする。

第5 対象地域

阿蘇地域等の牧野とは、阿蘇郡市及び山都町の一部（旧蘇陽、旧清和村）とし、中山間地域の耕作放棄地等とは、県内の耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれのあるものとする。

第6 補助対象経費及び補助額

この事業の実施に要する経費のうち別表1に掲げる事業について、県は予算の範囲内において補助する。

第7 事業実施計画の承認申請

要項第3条の事業実施計画書は、放牧条件整備事業について取りまとめを行う市町村においては別記第1号様式、事業主体においては別記第2号様式とし、肉用繁殖雌牛及び農

用繁殖雌馬導入事業（以下「繁殖雌牛馬導入事業」という。）については別記第3号様式によるものとする。

第8 事業実施計画の内容等の変更

要項第5条第1項の事業実施変更計画書は、放牧条件整備事業について取りまとめを行う市町村においては別記第1号様式、事業主体においては別記第2号様式とし、繁殖雌牛馬導入事業については別記第3号様式によるものとする。

第9 補助金等の交付申請

要項第6条第2項第1号の事業計画書は、放牧条件整備事業について取りまとめを行う市町村においては別記第1号様式、事業主体においては別記第2号様式とし、繁殖雌牛馬導入事業については別記第3号様式によるものとする。

第10 補助事業の内容等の変更

要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、放牧条件整備事業について取りまとめを行う市町村においては別記第1号様式、事業主体においては別記第2号様式とし、繁殖雌牛馬導入事業については別記第3号様式によるものとする。

第11 補助金等交付決定前着手

要項第9条第1項に規定する補助金等交付決定前着手承認申請書は、別記第4号様式によるものとする。

第12 実績報告

要項第13条第2項第1号の事業実績書は、放牧条件整備事業について取りまとめを行う市町村においては別記第1号様式、事業主体においては別記第2号様式とし、繁殖雌牛馬導入事業については別記第3号様式によるものとする。

第13 財産の処分の制限

要項第17条の本事業により取得した財産については、「償却財産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

第14 雑 則

要項第20条の規定に基づき、補助採択基準は別表1により定める。

附 則

この要領は、平成28年10月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表1

放牧活用型草原等再生事業内容一覧

1 放牧条件整備事業

補助事業者等	採択基準	補助対象経費 (事業内容)	補助額	重要な変更	備考
【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業協同組合 農業協同組合連合会 3戸以上で構成する営農組織	次の要件を満たしていること。 1 受益者数は3戸以上であること 2 営農集団の場合は、代表者の定めがあり、組織及び運営について規約が定めてあること。 3 事業実施による成果目標を定めていること。 4 事業の実施にあつては、関係機関が一体となった推進体制が整備されていること。	①放牧資材費(放牧に必要な資材) 隔壁物(牧柵、電気牧柵設備一式)、簡易給水器(ボーリング工事を含まない)、簡易捕獲器(連動スタンション、追い込み柵)、親子放牧用柵(子牛だけ給餌休息できるスペース)、牧草種子、肥料、管理用道路補修資材等 ②家畜管理費(放牧牛の飼養管理に必要な資材等)家畜運搬費、家畜衛生費(ダニ駆除剤薬品等)、放牧牛飼養管理費(ペイント材、鉈塩、補助飼料、体重計等)、看視員費等	1/2以内	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超える増減	

2 肉用繁殖雌牛及び農用繁殖雌馬導入事業

補助事業者等	採択基準	補助対象経費 (事業内容)	補助額	重要な変更	備考
【補助事業者及び事業主体】 農業協同組合連合会 農業協同組合 市町村	次の要件を満たしていること。 1 導入する家畜は褐毛及び黒毛和種、農用馬であること。 2 別に定める「放牧活用型草原等再生事業に係る家畜導入実施基準」に基づき、肉用繁殖雌牛及び農用繁殖雌馬を計画的に導入・貸付けるものであること。	①肉用繁殖雌牛の購入費 ②農用繁殖雌馬の購入費	定額 ①(草原放牧) 112千円/頭 (耕作放棄地放牧) 33.6千円/頭 ②161千円/頭	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超える増減	